

通話録音装置等の設置経費を補助します！
～電話 d e 詐欺やしつこい電話勧誘から高齢者を守る～

千葉市では、令和2年の電話 d e 詐欺による被害件数は165件、被害額は4億8千万円にのぼり、今後も増加が危惧されています。また、しつこい勧誘や脅迫まがいの売り込みで電話をなかなか切らせてもらえず、根負けして自宅の訪問を承諾してしまいトラブルとなったとの消費生活相談も多く寄せられています。

このたび、電話による消費者被害を未然に防止するために、通話録音装置や迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者の方に補助金を交付します。

1 補助対象となる方

市内に住所（住民登録）を有する65歳以上の方で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の方のみの世帯
- (2) 家族と同居しているが、日中は65歳以上の方のみとなることが常態である世帯

2 補助の金額

対象電話機等の設置経費の3/4以内（消費税含む）で10,000円を限度とします。

※設置経費には、電話機の購入費のほか取付工事費も含まれます。

3 対象電話機等

- (1) 通話録音装置 既存の固定電話機に取り付けて、通話録音時に、通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能があるもの
- (2) 着信拒否装置 既存の固定電話機に取り付けて、相手の電話番号を自動で判別し、着信を拒否する等の機能があるもの
- (3) 通話録音装置又は着信拒否装置の機能が付いている固定電話機

4 予約・申請方法

- (1) 予約期間 令和3年7月1日（木）～10月29日（金）
※予定台数（約500台）に到達次第終了
【予約先】千葉市消費生活センター 電話 043-207-3603
- (2) 申請方法 電話で予約後、対象電話機等を購入・設置し、申請書類を消費生活センターへ郵送又は持参

【申請先】〒260-0045 千葉市中央区弁天1丁目25-1 千葉市消費生活センター

※ 詳細を記載したチラシ及び申請書類は、6月1日（火）から区役所・保健福祉センター・いきいきプラザ等に配架します。また、市ホームページにも掲載します。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/shohi/index.html>